

“安心して住み続けられるまちを”

去る2月20日、「町有地不法占有裁判」の第1回公判が大津地裁稲葉重子裁判長)で開かれ、原告(5人)側の口頭弁論で西澤伸明氏が見解を述べましたので、その要旨を紹介いたします。
他、公判では、第2回公判期日が4月17日と決められ、同10日までに被告側の答弁書の補充を提出するよう申し渡しがありません。

山本前町長の責任は甚大

西澤議員は、「冒頭、同和対策事業を進める法的根拠となつた地対財特法などが全て終了し、私たち町民は、同和行政が終了し、歪みや不公平は正されるものと期待していました。」ところが、残念なことに甲良町では、一部住民による違法・不当な行為に対して行政が厳正に対処しないだけではなく、むしろ容認すらしている問題点が次々と明るみになってきました。」切り出しました。そして、例として、町の上水道に別のパイプをつけるなどして、メータが回らないようにして勝手放題に水道水を盗む事件が発覚しても、山本前町長は、被害届けも出さず、損害額も請求せず弱腰の姿勢が問題になったことなどを紹介。

西澤議員は、住民訴訟を通して解決したいと考えた理由を4つあげ、

長年の放置で、町の財産である土地が時効取得される危険が迫っており、そうしなければ町民の被害は取り返しがつかなくなると強調、「本来ならば裁判を起さずに解決することを望んでいた」と述べ、「山本前町長の責任を法廷の場で裁いていただき、損害を回復するため決意」したと明言。

乱脈な同和行政の克服を

さらに、「不公平・乱脈な同和行政を克服すること、また、それを通じて、同じ町民として融合・交流でき、安心して住み続けることができるまちを蘇らせることは、甲良町民の長年の願い。この訴訟を通じて、少しでもこのことに役に立てばと考えました。どうか厳正な裁判が行なわれますよう希望しています。最後に、この場をお借りして、町当局が私たちの意をくんで解決に向かわれることを望む」と弁論をしめくりました。

7日から3月議会はじまる

18年度予算などを審議する3月議会が7日から始まります。会期は22日までの予定。今回、課の再編や「子育て支援センター」設置に伴う条例制定など山崎構想が盛り込まれています。提出された条例改正では「まちづくり課」を無くし、「産業課」を「地域振興課」に、「同和対策課」を「人権推進課」に名称を変更。まちづくり課の所轄事項を総務課と人権推進課に振り分ける内容となっています。議会運営委員会で山崎町長は、体制の改変は2段階を予定しているなどと説明。

その他、議員定数を現行14から12に削減する条例は田中議員から、議員の報酬を引き下げる条例は北川豊昭議員から提出。合計33案件が提出されました。

2日の議会運営委員会で確認された主な日程は下記の通りです。本会議は傍聴できます。委員会は委員長の許可があれば可能。

- 7日(火) 本会議・開会・提案など
- 8日(水) 予算研究会
- 9日(木) 一般質問通告締め切り
- 10日(金) 総務文教常任委員会
- 13日(月) 民生産業建設常任委員会
- 16日(木) 本会議・一般質問
- 22日(水) 本会議・委員長報告・質疑・討論・採決



ご意見やご要望など何でもお聞かせくだされば嬉しく思います。

論議・検討の時間をより多く

西澤議員は、議会運営委員会の開催に当たり、「当面する議会運営について」議長と委員長に申し入れ。協議の結果、初日に提案後すぐに採決しようとしていた議案を委員会付託とするなど、少し改善されました。



町側 今ごろ調査中?

被告側から2月8日に提出された答弁書には、「主張」部分が「追って準備する」となっており、第1回公判で被告代理人は「同和対策であり、それぞれ個別の事情があるので精査する時間が必要。」(要旨)などと弁解。宅地分譲事業が乱脈で混乱して数十年経過した現在も整理がつかない失態を告白したように見受けられました。傍聴席は松元たけしさん始め支援者、マスコミ関係、行政職員など約10人でした。

甲良民報

2006年3月5日 No316
発行責任：日本共産党甲良町支部
代表：西澤伸明 甲良町在土463
Tel. Fax38-4949
Eメール info@jcp-nobuaki.com
のぶあきホームページ
http://www.jcp-nobuaki.com/